



神奈川県

KANAGAWA

若者編

あなたを悪質商法から守る 契約のきりふだ

あなたもトラブルにあってしまうかも？

誘惑に巻く

安易に契約をして
トラブルに巻き込まれないよう
気をつけなくてはならないよ！

不安な時、困った時は
消費生活センターに相談しよう



消費者ホットライン

局番なし

い や や
188
番



クイズに挑戦!

契約ってなに?

契約とは法的責任を伴う約束のこと。一度契約が成立すると、原則として一方的にやめることはできません。
契約についてどのくらい理解しているかな?クイズに挑戦してみよう!

①店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ?

- A. 商品を手に取った時
- B. 「これ買います」「かしこまりました」
とお互いが合意したとき
- C. 代金を支払ったとき

②店で友人へのプレゼントを買ったが、 他の店でもっと良いものを見つけた。 すでに買ったプレゼントはキャンセルできる?

- A. レシートがあり一週間以内なら解約できる
- B. 商品を開封していなければ解約できる
- C. 解約できない

③法律上の「クーリング・オフ制度」ってどんなこと?

- A. 訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売などで結んだ
契約を一定期間内であればやめることができる制度
- B. 自分からお店に出向いて買った商品を返したいときに使える返品制度
- C. 消費者の都合だけでどんなものでも一定期間内であれば返品できる制度

④17歳の高校生が保護者に相談せず 声優養成レッスンを受けるため10万円を 支払う契約をした。この契約は取り消せる?

- A. 取り消すことはできない
- B. 未成年者取消ができる
- C. 保護者が取り消しを求めたときは未成年者取消ができる

2022年4月1日以降は18歳から成人になります。

成人になると保護者の同意がなくても自分の意思だけで契約ができるようになりますが、
保護者の同意なく結んだ契約を取り消せる「未成年者取消権」が使えなくなります。
新成人を狙った消費者トラブルに巻き込まれることも想定されるため、心構えが必要です。

神奈川県HP
2022年4月から成年年齢引下げ
—若者を狙ったトラブルに注意—



詳しくはこちら!

クイズの答え①B. 契約が成立するのはお互いの「申込み」と「承諾」の意思が合致したとき ②C. 開封していなくても原則解約できない③A. 法律で定める
一定の条件を満たしている契約においては消費者が一方的に解除できる制度 ④B. 未成年者取消は未成年者自身でも保護者からでもできる

しまった!解約したい!と思ったら クーリング・オフ

クーリング・オフとは、一定の期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。

クーリング・オフができる期間は8日間(契約書面を受け取った日を含めて数えます)

・訪問販売

自宅または職場への訪問販売、催眠(SF)商法、キャッチセールス、アポイントメントセールス、展示販売など営業所以外で交わした契約

・訪問購入

自宅など営業所等以外の場所で、事業者が消費者から、貴金属や着物などの物品を買い取る契約

・電話勧誘販売

事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約

・特定継続的役務提供

エステティックサロン、美容医療サービス、語学教室、家庭教師派遣、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

クーリング・オフができる期間は20日間(契約書面を受け取った日を含めて数えます)

・連鎖販売取引

マルチ商法

・業務提供誘引販売取引

内職・モニター商法

クーリング・オフできないもの

- ×使用・消費した化粧品や健康食品などの指定消耗品
- ×自分の意思で店舗に出向いて行った契約(特定継続的役務提供を除く)
- ×自動車(リースを含む)、都市ガス、熱の供給、葬儀に関する役務の提供
- ×現金取引で総額3,000円未満の場合
- ×通信販売

神奈川県HP
クーリング・オフのしくみ



詳しくはこちら!

最近増えている

キャッシュレス決済とは？

現金の代わりにクレジットカード、電子マネー、スマートフォンなどで決済するサービスを「キャッシュレス決済」といいます。種類はたくさんありますが、代表的なものはこちら！



クレジットカード	デビットカード	プリペイドカード	電子マネー
・代金はクレジットカード会社が立て替えて払い、後日まとめてクレジットカード会社に払う。 ・利用するには事前に審査が必要。 ・一括払い、分割払い、リボ払いがある。	・支払いの都度、銀行口座から引き落とされる。 ・銀行口座の残高の範囲内で利用できる。 ・事前の審査は不要	・使い切り型とチャージ型がある。 ・事前にチャージしておく必要があり、入金した金額以上は利用できない。 ・事前の審査は不要	・先払い（プリペイド）方式と後払い（ポストペイ）方式がある。 ・専用のカードにチャージして使うカードタイプと、携帯電話やスマートフォンを利用するモバイルタイプがある。

カードを利用する際の注意点！

家族や友人でもカード番号を教えたりカードを渡したりしては絶対にだめ！
利用者の管理が甘い場合は、悪用されて被害にあっても補償されないことがあります。

スマートフォンを利用したキャッシュレス決済

二次元コード・バーコード決済

- ・事前に登録したアプリにチャージして支払う「プリペイド方式」が多く、クレジットカードを登録して支払う「ポストペイ方式」もある。
- ・店側にアプリを立ち上げて二次元コードを読み取ってもらう方法と、店側の二次元コードを読み取る方法がある。



非接触型決済

- ・あらかじめアプリを立ち上げなくてもよく、専用の端末にかざすだけで決済できる。
- ・使用するスマートフォンによって対応する決済サービスが異なる。



スマートフォンを利用して支払う際の注意！

スマートフォンをなくしても勝手に利用されないよう画面ロックの設定をしよう！
非接触型決済は画面ロックの設定がされていてもスマートフォンを端末にかざすだけで支払いができるように設定されるので、毎回利用時に画面ロックを外さなければならないように設定することができます。
万が一スマートフォンをなくしても遠隔操作でロックできるよう、ロック機能（おまかせロック、遠隔ロック）を使えるようにしておくことも大切です。

便利だからこそ
注意！！



キャッシュレス決済は管理が重要！

- ・ほとんどのキャッシュレス決済サービスはインターネットで利用履歴を確認できるようになっているので、毎日利用履歴を確認する習慣をつけよう。
- ・利用するキャッシュレス決済の種類はむやみに増やさず、クレジットカード、二次元コード・バーコード決済、非接触型決済それぞれ一種類程度に絞るように心がけよう。

詳しくはこちら！



神奈川県HPキャッシュレス決済

簡単にお金を稼げる!? ビジネスセミナー編



簡単にお金を稼げる!? 副業編



「簡単に稼げる」ことはありません!
内容を理解できない場合は契約しないで!
不本意な契約をしてしまったら、
消費生活センターへ!

先輩から勧められたけど
これってマルチ商法!?



無料体験のはずが...
30万円も必要なの!?



友人を勧誘することで被害を拡大させ
**自分でも気付かないうちに
加害者になってしまう**ことがあります。
消費生活センターに相談しましょう!

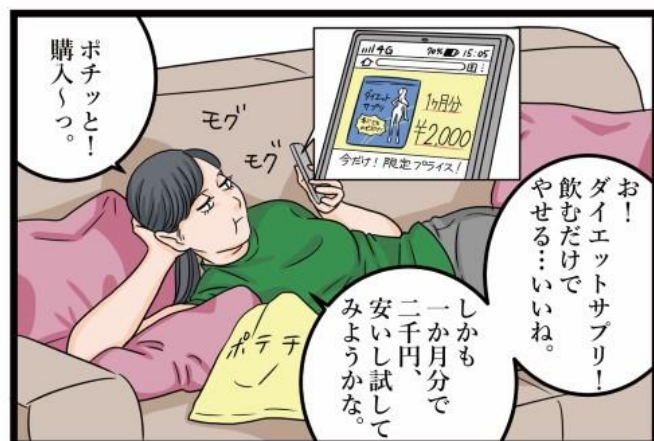
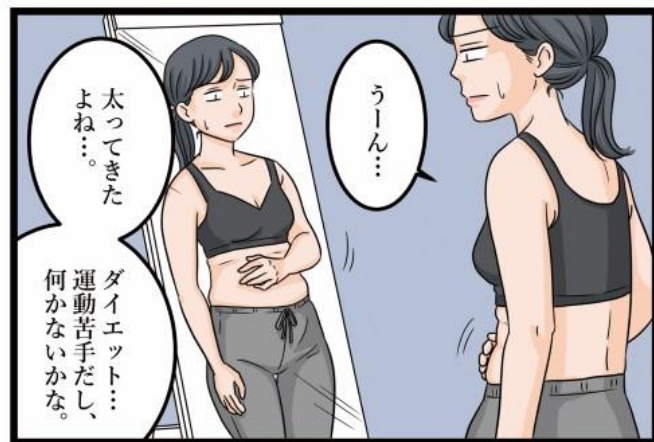


エステの場合、契約期間が1か月を超え、
5万円以上ならクーリング・オフができます。
クーリング・オフ期間後でも
中途解約が可能。
消費生活センターに相談しましょう!

フリマアプリで買ったバッグ
もしかして偽物!?



お試し価格で購入したら…
毎月届くなんて!?



フリマアプリは個人同士の取引。
リスクも考え、規約をよく読んで
利用しましょう!

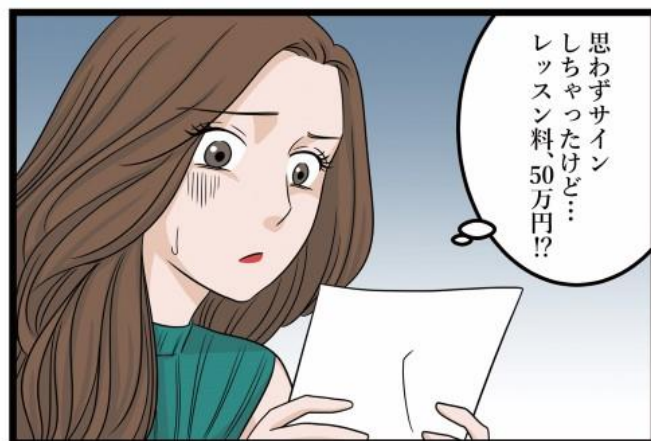
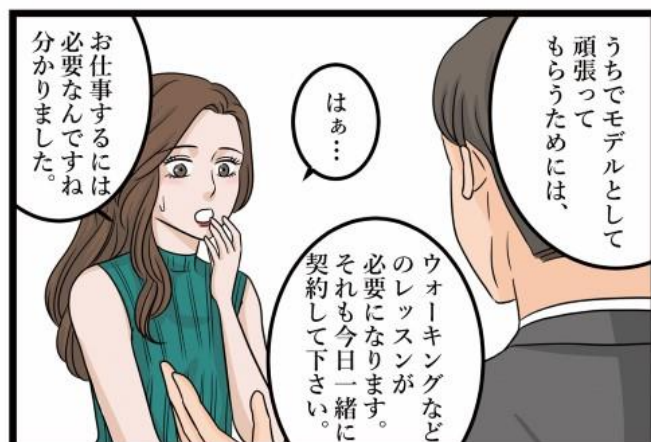


ネット通販では注文前に
内容をよく確認しよう!
通信販売はクーリング・オフできませんが
場合によっては解約できることもあります。
迷ったら消費生活センターへ!

興味本位で開いたアダルトサイト
恥ずかしくて誰にも相談できない



モデルになれると思ったら
レッスン料が必要なの!?



事業者へは連絡しないで無視!
請求画面が消えなくなったら
(独)情報処理推進機構
情報セキュリティ安心相談窓口へ

詳しくはこちら!



事務所に所属しても
必ず成功する訳ではありません。
高額な契約を勧められた時は、
内容や費用などをよく確認し、
その場では契約しないように!

困ったときは 消費者ホットライン



消費者ホットライン188とは？

- 最寄りの消費生活センター等につながる全国共通の電話番号です。
- 自宅の郵便番号を入力すると、地域の消費生活センター等につながります。

消費生活センターって？

- 消費生活に関する相談窓口です。
- 無料で相談できます。
- 全国の都道府県・市町村に設置されています。

神奈川県内の消費生活センター（相談窓口）案内

令和3年4月1日現在

☐ 横浜市 ☎045-845-6666	☐ 秦野市 ☎0463-82-5181	☐ 大磯町 ☎0463-61-4100
☐ 川崎市 ☎044-200-3030	☐ 厚木市 ☎046-294-5800 (清川村にお住まいの方も)	☐ 二宮町 ☎0463-71-3313
☐ 相模原市 ☎042-775-1770	☐ 大和市 ☎046-260-5120	☐ 中井町 ☎0465-81-1115
☐ 横須賀市 ☎046-821-1314	☐ 伊勢原市 ☎0463-95-3500	☐ 大井町 ☎0465-85-5002
☐ 平塚市 ☎0463-21-7530 (大磯町、二宮町にお住まいの方も)	☐ 海老名市 ☎046-292-1000	☐ 松田町 ☎0465-83-1228
☐ 鎌倉市 ☎0467-24-0077	☐ 座間市 ☎046-252-8490	☐ 山北町 ☎0465-75-3646
☐ 藤沢市 ☎0466-50-3573	☐ 南足柄市 ☎0465-71-0163 (中井町、大井町、松田町、山北町、開成町に 在住・在勤・在学の方も)	☐ 開成町 ☎0465-84-0326
☐ 小田原市 ☎0465-33-1777 (箱根町、真鶴町、湯河原町に在住・在勤・在学の方も)	☐ 綾瀬市 ☎0467-70-3335	☐ 箱根町 ☎0460-85-7160
☐ 茅ヶ崎市 ☎0467-82-1111 (寒川町に在住・在勤・在学の方も)	☐ 葉山町 ☎046-876-1111	☐ 真鶴町 ☎0465-68-1131
☐ 逗子市 ☎046-873-1111	☐ 寒川町 ☎0467-74-1111 (茅ヶ崎市に在住・在勤・在学の方も)	☐ 湯河原町 ☎0465-63-2111
☐ 三浦市 ☎046-882-1111		☐ 愛川町 ☎046-285-2111

あなたの身近な消費生活相談窓口は…



消費生活課(かながわ県民センター6階)

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 〒221-0835

電話045-312-1121(代表)

執筆(キャッシュレス決済):山本国際コンサルタンツ 山本正行

イラスト:やまだあいこ

契約のきりふだ(若者編)は、神奈川県金融広報委員会の協力を得て作成しています。

各種お役立ち情報を発信中！

つながる・かながわ消費者教育

Twitterをぜひ見てね！

